

報道関係者 各位

令和元年 8 月 30 日

【照会先】 栃木労働局労働基準部賃金室  
室長 野澤 卓也  
賃金係長 伊藤 信也  
(電話) 028 (634) 9109

### 栃木県最低賃金を **時間額 853 円** に改定

～ 令和元年 10 月 1 日から ～

- 1 栃木県で働くすべての労働者に適用される栃木県最低賃金を時間額 853 円に改定（本日付け決定）し、令和元年 10 月 1 日に発効します。
- 2 本年度の栃木県最低賃金の改定は 27 円の引き上げとなり、引上げ額で昨年度（平成 30 年度）の 26 円引上げを 1 円上回り、平成 14 年度に現在の時間額で示す方式になって以降、最高額となっています。
- 3 栃木労働局では、令和元年 10 月 1 日から改定・発効される栃木県最低賃金について、栃木県内で事業を営む事業者及びその事業者を使用される労働者の皆様に知っていただくことはもとより、多くの栃木県民の皆様に知っていただくことが重要と考えており、下記の取組みにより、幅広く周知広報に努めます。
  - (1) 栃木県及び市町が発行する広報誌、関係行政機関、関係団体等が発行する機関誌、求人情報誌等への掲載依頼
  - (2) 栃木労働局ホームページへの掲載
  - (3) 公共機関、公共交通機関等へのポスター、リーフレットの掲示依頼
  - (4) 栃木県内の関係行政機関及び関係団体等に対する周知依頼
  - (5) 栃木労働局、各労働基準監督署が開催する説明会における周知
  - (6) 各公共職業安定所における窓口等でのポスター、リーフレット等の掲示
- 4 栃木県における最低賃金には、栃木県最低賃金の外に 6 の産業に設定された特定最低賃金があり、この 6 の産業に属する事業者においては、特定最低賃金と栃木県最低賃金のうち、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。

このため、各種商品小売業においては、令和元年 10 月 1 日以降は、改定された栃木県最低賃金以上の賃金を支払うことが必要となります。なお、栃木県各種商品小売業最低賃金が栃木県最低賃金（時間額 853 円）を上回る金額で改定されたときは、栃木県各種商品小売業最低賃金以上の賃金を支払うことが必要となります。

# 栃木県最低賃金

※ 事業場の見やすい場所に掲示してください。



「栃木県マスコットキャラクター とちまるくん」

時  
間  
額

853 円

発効日:令和元年 10月 1日

**必ずチェック 最低賃金！使用者も 労働者も**  
(最低賃金は常時作業場の見やすい場所に掲示する等により周知しなければなりません)

- ◎ 各種商品小売業の使用者は、令和元年10月1日以降、栃木県最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。なお、栃木県各種商品小売業最低賃金が栃木県最低賃金額を上回る金額で改正・発効されたときは、栃木県各種商品小売業最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ◎ 栃木県内で事業を営むすべての使用者及び事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- ◎ 栃木県最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反となり処罰されることがあります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当・通勤手当・家族手当・臨時に支払われる賃金及び時間外割増賃金は含まれません。
- ◎ 詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話 028-634-9109)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。